

治水

発行所

全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5(砂防会館内)

編集人 川野正隆

印刷所 株式会社白橋印刷所

員(定価1部100円)

その他一般(定価1部150円)

毎月1回15日発行

平成15年度 国土交通省 河川局関係予算概算要求の概要 …抜粋…



台風6号による出水被害（岐阜県大垣市）写真提供：中部地方整備局

I. 平成15年度河川局関係予算概算要求の概要

第1 概算要求の概要

1. 基本的考え方

平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(基本方針2002)における平成15年度財政運営のあり方を踏まえ、以下の考え方で概算要求。

- 基本方針2002に示された「活力ある社会・経済の実現に向けた新重点4分野」に重点投資
- 早期効果の発現のため事業実施を集中化
- 他事業との連携の強化、ハード・ソフト一体となった施策の推進、既存施設の有効活用、コスト縮減の推進による効率的な事業執行

① 災害に対して非常に脆弱な国土構造

- a 我が国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、5割の人口、4分の3の資産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。
- b また、日本の河川は急勾配なため、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。
- c 計画的な治水事業などにより、死者数は確実に減少してきている。
- d 浸水は減ってきているが、都市化の進展により被害は増大。

- e 農地が減少し、急激に都市化することにより、新たな都市型水害の頻発の恐れ。
- #### ② 異常気象が頻発する中で的確な防災対策の推進
- a 1時間に100mmを越す雨量を記録するようなゲリラ的豪雨の頻発傾向が継続。
 - b 平成14年には、7月に台風6号、7号が相次いで関東地方に上陸し、東北、北陸等では7月の降水量が平年の2～3倍。
 - c 近年、年間降水量が減少傾向となっており、少雨と多雨の開きが大きくなっており、渇水に対する安全性が低下。
 - d 三宅島噴火、富士山における低周波地震等活発な火山活動が続いている。また、鳥取県西部地震・芸予地震の発生等、西日本域で地震活動の活発化の兆候も見られているところ。
 - e このような状況に的確に対応するため、厳しい財政状況の中でできる限り予算を有効活用し、21世紀の我が国が安全で安心して暮らせる国となる上で必要な防災対策を進めることが重要。

2. 平成15年度河川局関係予算概算要求総括表

区 分	事 業 費	対 前 年 度 比	国 費	対 前 年 度 比
治 山 治 水	1兆9,256億円	1.09	1兆1,849億円	1.09
治 水 事 業	1兆7,759億円	1.10	1兆1,031億円	1.09
海 岸 事 業	531億円	1.09	335億円	1.10
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等 事 業	967億円	1.10	484億円	1.10
都 市 水 環 境 整 備 事 業	395億円	1.14	192億円	1.15
小 計	1兆9,651億円	1.09	1兆2,041億円	1.09
特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	598億円	1.10	298億円	1.12
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	176億円	0.91	96億円	1.00
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 整 備 事 業	422億円	1.20	201億円	1.18
合 計	2兆 249億円	1.09	1兆2,339億円	1.10
災 害 復 旧 関 係 事 業	651億円	1.05	515億円	1.09
公 共 事 業 関 係 費 計	2兆 900億円	1.09	1兆2,854億円	1.10

(注) 1. 上記計数のほか、行政部費として国費21億円がある。

2. 億円未満を四捨五入してあるので、計とは端数において合致しないものがある。

平成15年度河川局関係予算概算要求総括表

(単位:百万円)

区 分	平成15年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
治水事業等	(1,874,987) 1,815,365	(1,151,946) 1,122,273	(1,715,893) 1,661,506	(1,051,635) 1,025,102	(1.09) 1.09	(1.10) 1.09
河 川	(1,081,952) 1,034,592	(642,633) 619,122	(979,776) 941,091	(574,049) 555,428	(1.10) 1.10	(1.12) 1.11
ダ ム	(445,674) 434,692	(298,897) 293,397	(416,954) 402,576	(285,359) 278,109	(1.07) 1.08	(1.05) 1.05
砂 防	(343,682) 342,402	(207,639) 206,977	(315,646) 314,322	(189,530) 188,868	(1.09) 1.09	(1.10) 1.10
機 械	2,195	1,293	2,000	1,180	1.10	1.10
独立行政法人土木研究所	1,484	1,484	1,517	1,517	0.98	0.98
海岸事業	53,093	33,466	48,709	30,547	1.09	1.10
急傾斜地崩壊対策等事業	(96,863) 96,669	(48,483) 48,386	(88,022) 87,828	(44,255) 44,158	(1.10) 1.10	(1.10) 1.10
小 計	(2,024,943) 1,965,127	(1,233,895) 1,204,125	(1,852,624) 1,798,043	(1,126,437) 1,099,807	(1.09) 1.09	(1.10) 1.09
(再掲) 治 山 治 水	1,925,622	1,184,925	1,763,237	1,083,039	1.09	1.09
都市水環境整備事業	39,505	19,200	34,806	16,768	1.14	1.15
特定治水施設等整備事業	59,816	29,770	54,581	26,630	1.10	1.12
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	17,585	9,630	19,257	9,630	0.91	1.00
下水道関連特定治水施設整備事業	42,231	20,140	35,324	17,000	1.20	1.18
計	2,024,943	1,233,895	1,852,624	1,126,437	1.09	1.10
災害復旧関係事業	65,100	51,513	62,205	47,229	1.05	1.09
災 害 復 旧	52,328	41,997	45,052	35,466	1.16	1.18
災 害 関 連	12,772	9,516	17,153	11,763	0.74	0.81
合 計	2,090,043	1,285,408	1,914,829	1,173,666	1.09	1.10

- (注) 1. 「治水事業等」の国費は、一般会計ベースである。
2. 「治水事業等」、「急傾斜地崩壊対策等事業」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(15年度15,126百万円,14年度55,819百万円),国費(15年度10,000百万円,14年度28,000百万円))を含んだ額である。
3. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
4. 「ダム」の事業費には、水資源開発公団交付金の用地先行取得分及びダム建設調整分を含む。
5. 「河川」には、都市水環境整備を含む。

3. 河川局所管事業における改革の一層の推進

1. 事業の重点化・効率化

(1) 重点4分野総括表

(単位：億円)

重 点 分 野	事 業 費	国 費
1. 人間力の向上・発揮—教育・文化，科学技術，IT	444	274
① 水情報国土の構築	444	274
2. 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会	11,786	7,110
2-1. 魅力ある都市	6,415	3,933
① 都市再生プロジェクト等の推進	232	130
② 都市の魅力の創造	710	439
③ 災害に強い都市の構築	5,473	3,364
2-2. 個性と工夫に満ちた地域社会	5,371	3,177
① 安全な地域づくり	2,559	1,534
② 地域の活性化，主体的な取り組みの支援	2,812	1,643
3. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	842	453
① 河川空間のバリアフリー化	90	46
② 高齢者等の災害弱者対策の推進	752	407
4. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応	3,261	1,978
① 自然共生型事業の推進	2,435	1,494
② 安全でおいしい水の確保	312	162
③ リサイクル・リユースの推進	514	322
合 計	16,333	9,815

(2) 短期集中型事業への重点化（5～10年で効果を発現）

これまででも、年限を設けて重点的に投資している河川激甚災害対策特別緊急事業等に加え、治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間等について、新たに重点区間を設定・公表し、重点投資を行う（直轄事業概ね10年，補助事業概ね5年）

- 計画的に整備を行っている一般の河川改修事業について、改修効果が高く、規模が大きい区間を重点区間として設定して重点投資
- 人命を最優先に考え、自力避難が困難な災害弱者が24時間入居している施設のうち、特に緊急に整備すべき箇所における土砂災

害対策の重点実施

- 高潮・侵食被害の特に著しい区間における対策の重点実施。

①河川事業において、改修効果が際だって高く、かつ規模の大きな事業について、重点プロジェクトとして集中投資

—(現状)—

- 河川事業は事業完成予定年度の公表は比較的難しい
 - 区間全体が完成しないと効果が発現しない
 - 地元地権者との調整が必要である
- その中でも緊急的な事業等については現状でも公表

- ・激甚災害対策等，緊急的な事業
- ・集中投資すべきプロジェクト

(今後)

- 一般の事業であっても，改修効果が際だつて高く，かつ規模の大きな事業について，重点プロジェクトとして集中投資

②砂防関係事業において，自力避難が困難な災害弱者が24時間入居している施設のうち特に土砂災害のおそれの高い箇所を特定し，重点的に整備

(現状)

- 高齢者等の災害弱者は，いざというときの迅速な自力避難が困難。
- 事実，土砂災害による犠牲者に占める災害弱者の割合は非常に高い。

(今後)

- 災害弱者関連施設を被害想定区域に含む危険箇所のうち周辺地区で土砂災害の発生や兆候が見られる未整備地区を特定

③海岸事業において，高潮・侵食被害の特に著しい区間を中心に重点区間を設定し，重点的に整備

(現状)

- 高度な技術が必要な場合等，国が直轄工事として，集中的に対応
- 一方，事業規模が大きく現場条件が厳しい等非常に大きな全体事業費が必要
- 整備完了までに長期間を要し，その間にも高潮・侵食被害が発生
- 災害危険箇所等で早急な対策が必要

(今後)

- 海岸保全施設を重点的に整備する区間を設定

(3) 事業箇所の重点化

a 箇所数を厳密に管理し，重点投資を実施

【平成8年度と平成15年度における事業別箇所数比較】

区分	平成8年度	平成15年度(予定)	削減率
河川事業	4,475	1,675	▲62.6
ダム事業	394	238	▲39.6
砂防事業	4,779	2,501	▲47.7
海岸事業	351	230	▲34.5
急傾斜地崩壊対策等事業	2,643	1,177	▲55.5

b 修繕費補助の採択下限額の引き上げ

- ・河川修繕費補助，砂防設備修繕費補助，地すべり防止施設修繕費補助

採択下限額 3,900万円→ 5,000万円

(4) ダム事業における取り組み

大規模ダム事業に関しては，平成15年度においても引き続き新規実施計画調査着手を凍結。また，事業中のダムについては，水需要の必要性を勘案し，事業を峻別。既に，必要な手続きを経て清津川ダム(新潟県)，紀伊丹生川ダム(和歌山県)(いずれも直轄)等を中止する一方，本体工事中のダムに重点投資を行う。

(5) 透明性の確保に向けた取り組み

新規採択，再評価等事業評価システムの適切な運用を行うと共に，毎年の予算の箇所付けについて基本的な考え方を公表する等，透明性の確保に努める。

2. 事業連携，ハード・ソフトの連携，既存ストックの有効利用等

(1) 事業連携・融合

a 防災情報の集約

防災関係機関をはじめ広く一般の国民が，分かり易い気象・災害情報を手軽に入手し，活用することができるように，関係機関共管で「防災情報提供センター(仮称)」を設け，気象や災害などに関する情報(水文・水質データ，道路管理用雨量データ，過去の長期にわたる気象観測データ及び災害事例等)を，光ファイバーネットワーク等

を活用して集約し提供する。

b 水辺都市再生

首都圏等の大河川沿いの木造密集市街地など、治水・都市防災の観点から整備の必要性の高い既存市街地を、安全・安心な水辺都市に転換するために、市街地整備と連携を図って高規格堤防整備を推進する。

c 総合的な都市雨水対策

都市型水害に対応するために、下水道部局等と連携を図って、流域整備計画を策定し、適切な役割分担のもとに、流域貯留浸透施設や地下貯留施設等の整備を促進。また、大雨時において浸水被害を最小化するための効率的な排水ポンプの運轉ルールの確立を図る。

d おいしい安全な水の確保

河川事業と下水道事業等が連携して行動計画を策定し、水量・水質を改善する「清流ルネッサンスⅡ」を推進するとともに、河川事業と下水道事業の連携による初期降雨時の汚濁した雨水排水の処理や、重要湖沼において河川部局・農政部局及び関係者等が共同で策定した湖沼水質保全計画に基づいた浄化対策により、安全でおいしい水を確保する。

e 省庁横断的な連携による自然再生事業の推進

環境省や農林水産省等と連携し、河川の蛇行復元や河畔林・溪畔林の整備、乾燥化傾向にある湿地の再生等の対策を行う自然再生事業を推進する。

f 市民との連携による河川の維持管理活動の推進

地域の特色にあふれたきめ細やかな水辺環境の保全を行うため、各地で活動する市民団体、NPO等の持つ知識や情報等を共有し、幅広く活用できる人材バンクの仕組みについて検討を進めるとともに、河川管理者との協定に基づき、地域住民や市民団体、NPO等が積極的に参加した河川の清掃、草刈り等の維持管理活動の推進を図る。

g 水源地域ビジョンの策定・推進

ダムを活かした地域活性化を図るため、ダム周辺の自治体や住民等が共同で策定する水源地域ビジョンの支援等を、河川局、土地・水資源局、都

市・地域整備局が連携して実施する。

h 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進

文部科学省、環境省と連携し、各地域における市民団体、NPO、教育関係者等と河川管理者が一体となって水辺における子どもたちの環境学習、自然体験活動を推進するとともに、必要に応じ「水辺の楽校プロジェクト」により水辺の整備を実施し、活動の充実を図る。

(2) ハード・ソフトの連携

a ハザードマップの整備の推進

整備水準を上回る災害の発生時にできるだけ被害を減じるとともに、あらかじめ災害の発生に備えるために、被害想定区域や避難経路などを示す、洪水/高潮/土砂災害/火山ハザードマップの整備を促進する。

特に火山については、時々刻々と変化する火山現象に応じて影響範囲等をGIS上でリアルタイムに予測する『リアルタイムハザードマップ』を整備する。

b 東南海地震等大規模地震防災対策の推進

今後発生が懸念される東南海地震は海溝型地震の中でも大規模であることが想定され、発生した場合には国民の生命、財産等に重大な被害を広範囲に渡って及ぼすおそれがある。

このことを踏まえ、地震に伴い発生が想定される津波対策等として、

- ・海岸保全施設の新設、耐震性の向上や応急復旧に資する施設等の整備
- ・津波の観測や的確な情報収集・伝達や避難誘導を可能とする防災情報システム等の整備
- ・地方公共団体が策定するハザードマップの作成支援

等、ハード・ソフトの両面から強力に推進していく必要がある。

(3) 既存ストックの有効活用

既存ダムの堆砂対策による容量確保を推進する等、既存ストックの有効活用をより一層推進。

(4) コスト縮減

平成12年9月に開催された「公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議」において、平成12年度以降の政府の新たな「公共工事コスト縮減対策に関す

る新行動指針」が策定され、国土交通省においても平成13年3月に新行動指針を踏まえた「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定した。

上記新行動計画に基づき、これまで取り組んできた直接的な工事コストの低減に加え、公共工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減などを含めた総合的なコスト縮減を推進する。

◎コスト縮減の取り組み事例

- 斜め控え護岸へのTRD工法の活用
- ダム事業における技術開発（台形CSGダム、グラウチング技術指針の見直し）
- 建設発生土を有効利用する砂防ソイルセメント工法の活用
- 有脚式突堤の採用による維持管理コストの低減

(5) PFI事業に関する取り組み

民間の資金、技術を活用するPFIの治水事業への適用を図るために、以下のような事例を含めて、広く民間事業者等へ聞き取り調査等を行い、検討を行っているところ。

3. アウトカム指標等による事業効果の説明と評価の充実

治水等事業の整備の効果、計画的な整備の必要性をわかりやすく説明するために、昨年来取り組んでいるアウトカム指標について、以下の観点か

ら更なる充実を図る。

(1) 事業間での連携

a 都市雨水対策

特に都市域の浸水被害の軽減は、下水道の整備と河川の改修を併せて行うことによって達成される。そのため、都市雨水対策率として、下水道整備と河川整備の総合指標を開発。

b 公共用水域の水環境改善

公共用水域の水環境改善を図るため、河川と下水道が連携を図って水量・水質の改善に取り組んでおり、その改善効果を総合的に表す指標を開発。

(2) よりわかりやすい整備効果の情報提供

a 水害についての危険性の情報提供

河川改修やダム建設等の治水事業の整備により軽減される洪水時の被害について、地図上に軽減効果を表示すること等により、整備効果の情報をわかりやすく提供する。このような情報提供は、土地利用の選択による効果的な国土利用施策や避難等の行動についての選択等にも有効。

b 市民との共同作業による水辺の評価（川の通信簿）

市民との共同作業により、水辺の良い点、悪い点の点検や、満足度合いを5段階で評価する「川の通信簿」を導入し、地域の方々の声を反映した親水空間の保全と整備を実施。

第2 概算要求の主要事項

1. 重点事項

1-1 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT

ITを活用し、防災に資する情報の収集・共有を迅速に行うための監視・観測機器、及び、光ファイバー網の整備を推進。

水情報国土の構築

〔事業費：444億円、国費：274億円〕

地球環境の変化により、気象の変動幅が大きくなり、計画を上回る集中豪雨や予期せぬ災害が発

生している。国民の生命・財産を守るためには、ハード整備と合わせて防災に資するあらゆる情報を広く国民と共有することが重要であるとの認識に基づき、河川局では情報を共有化するためのハード・ソフト一体となった施策（水情報国土の構築）を推進している。

監視カメラなどの監視・観測機器の設置及び光ファイバー網の整備を推進し、防災に関する情報の収集・整備・提供を推進することにより、災害時において、防災関係機関のみならず国民自ら、

的確かつ迅速な危機管理対応を可能とする。

また、防災関係機関をはじめ広く一般の国民が、分かり易い気象・災害情報を手軽に入手し、活用することができるように、関係機関が共管で「防災情報提供センター(仮称)」を設け、気象や災害などに関する情報を、光ファイバーネットワーク等を活用して集約し提供する。

- 平成15年度は、石狩川(北海道)、緑川ダム(熊本県)等において約470kmの光ファイバーを整備し、平成15年度末には全体として約9,500kmの光ファイバー網を構築。
- 平成15年度は、遠隔操作装置、監視カメラ、斜面監視GPS(汎地球測位システム)等を鶴見川(神奈川県)、滝坂地区(福島県)等で、津波・高潮防災ステーションを平内海岸(岩手県)において実施。

1-2 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

(1) 魅力ある都市

都市の魅力及び国際競争力の向上のため、河川の再生等都市再生プロジェクトの推進、水辺都市の再生等都市の魅力の創造、ハード・ソフト一体となった災害に強い都市の構築等を推進する。

① 都市再生プロジェクト等の推進

[事業費：232億円、国費：130億円]

都市再生プロジェクト(第1次から第4次決定)、都市再生緊急地域整備地域に係る河川整備を推進し、21世紀における我が国の活力の源泉である都市について、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて経済活力にも満ちあふれた都市に再生する。

具体的には、東京都心部の主要な河川における環境の再生、大阪圏において環状道路と一体的に整備する高規格堤防の推進、広島市において水の都を再生するため親水護岸等の整備などを行う。

- 平成15年度は、渋谷川・古川(東京都)、大和川高規格堤防(大阪府)、太田川高潮対策(広島市)、道頓堀川(大阪市)等約10

箇所を実施

② 都市の魅力の創造

[事業費：710億円、国費：439億円]

水辺環境が著しく劣悪な市街地等において、貴重な自然空間である河川を本来の川らしい姿に再生するとともに、市街地整備等のまちづくりと一体となった河川整備を推進することにより、安全で良好な水辺空間を創出し、都市の魅力を向上させる。

我が国には固有の自然、歴史、文化があり、都市部には国内外から注目される豊かな観光資源がある。このため、都市の観光地において水害、高潮等を防止し、あわせて河川や海岸等の利用を促進することにより、国内外の交流の場であり経済活性化上の重要な産業である都市部の観光振興を支援する。

- 都市空間形成河川整備率を平成14年度末見込みで約34%から、平成19年度までに約40%に向上
- 平成15年度は、荒川(東京都)、紫川(北九州市)、浦安海岸(千葉県)等約70箇所を実施。

a 水辺都市の再生

河川沿いの木造密集市街地など、治水・都市防災の観点から整備の必要性の高い既成市街地を安全・安心な水辺都市に転換し、良好な市街地を形成するため、市街地整備と高規格堤防整備を一体として行う水辺都市再生を推進する。

b 土地区画整理事業一体型高規格堤防事業の推進

•事業内容

これまで手のつかなかった沿川の木造密集市街地等を都市基盤整備公団を施行主体とする土地区画整理事業により高規格堤防と一体的に整備し、安全で災害に強いまちづくりを推進する。

c 都市のにぎわいの確保

都市部の観光地において、水害、高潮等による被災地域または恐れが高い地域において、こ

れら災害対策と合わせて都市景観に配慮した河川事業やC.C.Z.整備等の海岸事業等を実施し、災害に対する地域の安全度向上を図る。

③ 災害に強い都市の構築

[事業費：5,473億円, 国費：3,364億円]

近年、都市部において水害・土砂災害等による被害が頻発している地域やその恐れの高い地域等において、同規模の災害を再び発生させないための対策を緊急的、重点的に実施する。

併せて、河川と下水道等との連携による都市水害対策、都市用水の安定供給を図る緊急渇水対策、土砂災害等による主要国道・幹線鉄道等の遮断を防止する重要交通網対策を実施し、災害に強い都市の構築を推進する。

- 過去10年間の災害により発生した床上浸水家屋数のうち、平成14年度見込みで4.4万戸の未解消家屋数を平成19年度末までに2.2万戸に半減させる。
- 河川と下水道が連携して、都市雨水対策率を平成14年度見込みで25%から、平成19年度末までに30%にする。
- 平成15年度は、庄内川・新川(愛知県)、広島西部山系(広島県)、六甲地区(兵庫県)、亀の瀬地区(大阪府)、根岸2丁目A地区(神奈川県)、三幡九幡海岸(岡山県)等約1,110箇所を実施

a 短期集中投資による激甚災害、災害頻発地域等の緊急防災対策

近年大きな災害をうけた地域等において、再度災害の防止を図るため、床上浸水対策特別緊急事業等により重点投資するとともに、緊急性・必要性が高い区間等において、効果を早期に発現させるため、河川、砂防、海岸事業を短期集中で重点的に実施する。

b 都市水害及び土砂災害対策等の推進

政治経済の中枢をなし資産が集中する県庁所在地等の都市や、近年大きな水害、土砂災害及び高潮等を受けた都市において、壊滅的被害を防止するための抜本的対策として、地下調節池、

地下放水路及び下水道事業との連携による雨水対策等を実施するとともに、ダム、築堤、橋梁改築、排水機場、土砂災害防止施設の整備を実施する。また、市街地に隣接した山麓斜面における樹林帯(都市山麓グリーンベルト)の整備、高潮危険箇所の防災対策等を実施することで、災害に脆弱な都市構造の打破を図る。

c 下水道事業と連携した総合的な都市水害対策の推進

• 事業内容

浸水被害の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者と下水道管理者が共同で計画を策定。本計画に基づき、河道から離れた流域貯留施設の河川管理者による整備、大雨時において浸水被害を最小限化するための効率的な排水ポンプの運転調整ルールの確率、適切な役割分担の下で、施設整備を促進する仕組みを創設するなどにより、総合的な都市水害対策を実施する(法制化も視野に入れ検討)。

d 流域貯留浸透事業の拡充

• 事業内容

都市化の著しい河川の流域において雨水の河川への流出を抑制するため、流域貯留浸透事業のうち各戸貯留について、事業主体の追加、補助対象の拡充を行う。

(1) 事業主体の追加

「都道府県、政令指定都市又は東京都特別地区」に「市町村」を追加する。

(2) 補助対象の拡充

「事業主体が政策的に補助している各戸貯留事業」を追加する。

• 科目及び補助率等

(目) 都市河川改修費

(目細) 流域対策施設整備事業費

(事項) 流域貯留浸透事業【補助率：1/3】

e 緊急渇水対策

度重なる渇水が、市民の日常生活や産業活動に深刻な影響を与えている地域において、多目的ダムを重点的に整備することにより、都市用水の安定供給を図り、安心して生活できる豊かな都市づくりを推進する。

(2) 個性と工夫に満ちた地域社会

頻発する水害、土砂災害、火山災害などに対し、集中的・重点的に投資し、早期に安全を確保すると共に、地域の活性化や主体的な取り組みを支援する事業を推進する。

① 安全な地域づくり

[事業費：2,559億円、国費：1,534億円]

近年、集中豪雨や高潮、火山噴火による被害が頻発している地域において、同規模の災害を再び発生させないための対策を集中的・重点的に実施する。

また、ボトルネック橋梁等の改築を重点的に実施するとともに、地方圏における人流・物流の確保を図り、安全で安心できる地域社会の形成を目指す。

- 過去10年間の災害により発生した床上浸水家屋戸数のうち、平成14年度末見込みで4.4万戸の未解消家屋数を平成19年度末までに2.2万戸に半減させる。
- 激甚な災害を被った箇所における対策を概ね5年で概成
- 高潮災害危険箇所における高潮災害対策を概ね5年で概成
- 平成15年度は、砂鉄川、松原の沢（ともに岩手県）、国分川、宗呂川（ともに高知県）、北追立沢（青森県）、有明海岸（佐賀県）等約1,740箇所を実施

② 地域の活性化、主体的な取り組みの支援

[事業費：2,812億円、国費：1,643億円]

河川、海岸、火山等の魅力あふれる自然環境を活かした観光地域づくりや、近年の環境学習や自然体験活動への関心の高まりを踏まえた地域の特色ある取り組みを積極的に支援するとともに、生活用水の確保など、地域の活性化に必要な基盤整備を実施し、個性あふれる安全な地域社会の形成を目指す。

- 地域生活用水対策として、41箇所を平成19年までに概成

- 平成15年度は、田出川（佐賀県）、磯部川（福井県）、多摩川（神奈川県）、肝属川（鹿児島県）、三河沢ダム（栃木県）、横川ダム（山形県）、有珠山（北海道）、雲仙・普賢岳（長崎県）、田之代海岸（兵庫県）等約520箇所を実施

a 日本の自然特性を活かした観光振興に資する事業

水辺や活火山等の自然観光資源を活かすための周辺整備、地域の産業や自然を活用した体験型観光等により、地域の創意と工夫にあふれ国民のニーズの多様化に応える魅力ある観光交流空間づくりを推進する。

b 地域と連携を図って進める事業

市町村等と連携し、「ふるさとの川づくり」「水辺プラザ」等の実施による良好な水辺空間の整備や、水辺における環境学習・自然体験活動の推進を目的とした「水辺の楽校プロジェクト」を推進する。また、海水浴等による健康増進を図るため、背後地の事業等と連携し、安全に楽しめる海岸を創出する。

一方、水害・土砂災害に対する安全度が低いために住宅開発が滞り、良好な住環境を確保できない地方都市及び周辺地域において、河川改修や砂防事業等を実施し、新たな宅地供給可能地を創出する。

c 地域生活用水の確保

水量が不安定で、良好な水質の水源に乏しい山間部および離島等の地域において、不安定な水利用状況を改善し、生活基盤の安定化および地域の活性化を図るため、水源となる小規模なダムの整備を推進する。

1-3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

人々に潤いを与える河川空間をバリアフリー化する他、災害時に支援を必要とする高齢者等の災害弱者への防災対策として、土砂災害防止施設等を重点整備する。

① 河川空間のバリアフリー化

[事業費：90億円、国費：46億円]

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設など

が立地している地区や、高齢者の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤等の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しめる河川空間を創出する。

- 平成15年度は、多摩川(東京都)、紀の川(和歌山)等約60箇所を実施

② 高齢者等の災害弱者対策の推進

[事業費：752億円，国費：407億円]

厚生省(現：厚生労働省)、文部省(現：文部科学省)等と実施した緊急点検結果等に基づき、土砂災害の犠牲者となりやすい自力避難が困難な災害弱者に関連した老人福祉施設等の災害弱者関連施設に係る土砂災害防止施設及び人工リーフ等の海岸保全施設を重点整備する。

また、高齢化率が高く、かつ安定した水源に乏しく渇水が発生しやすい山間地域や離島等で、給水制限・断水時の水の運搬作業等による高齢者の負担を解消するため、水源となる生活貯水池の整備を推進する。

- 土砂災害の危険がある自力避難が困難な災害弱者関連施設対策として約980箇所を平成19年までに整備
- 高齢化地域水源池対策として、6箇所を平成19年までに概成
- 平成15年度は、諏訪迫(熊本県)、兼城地区(沖縄県)、本町海岸(北海道)河平生活貯水池(岡山県)、上津浦生活貯水池(熊本県)等約760箇所を実施

1-4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

21世紀を迎え、ますます高まる環境問題に適切に対応するため、自然生態系の保全・再生につながる自然共生型事業、リサイクルの着実な実施、安全でおいしい水の確保等、環境にやさしい事業を推進する。

① 自然共生型事業の推進

[事業費：2,435億円，国費：1,494億円]

生物の良好な生息・生育環境を有する河川・里山・海岸環境等を保全・再生するため、湿地や干潟の再生や魚が住みやすい流域づくり等の自然環境の再生を目的とした事業を実施するとともに、自然環境に配慮した多自然型川づくり、既設のダム容量の活用による河川の水量の確保、山腹工を主体とした里地・里山の保全などの多様な自然共生型の河川、ダム、砂防、海岸事業を推進する。

- 平成15年度は、釧路川(北海道)、荒川(埼玉県)、足尾地区(栃木県)、天神海岸(岡山県)等約750箇所を実施

a 生物の良好な生息・生育環境を有する河川・里山・海岸環境等の再生

河川の蛇行復元や乾燥した湿地の再生、NPO等と連携して実施する河川や山腹の緑化、海岸環境に配慮した海岸づくり等により、生物の良好な生息・生育環境を有する河川・里山・海岸環境等の再生を図る。また、自然環境に配慮した多自然型川づくりや調整池のビオトープ化・緑化、魚道の設置・改良のほか、里地・里山の保全、自然改変の最少化、ミティゲーションによる重要種の保全等環境配慮を徹底した自然共生型ダムの整備、ダムからの放流による魚類等の生息に適した流量の確保等により、良好な自然環境の保全・再生に資する事業を推進する。

b 河川環境調査費の創設

•事業内容

湿地や干潟等、河川内の重要な環境について、自然再生を適切に実施するための生態系等の把握及び河川中の微量化学物質の調査把握を行うため、「河川環境調査費」を創設する。

•科目及び補助率等

(項) 都市水環境整備事業費

(目) 河川環境調査費【負担率：10/10】

② 安全でおいしい水の確保

[事業費：312億円，国費：162億円]

水質汚濁が著しい河川及び湖沼においては、河

川水の浄化等の水質浄化対策や河川湖沼を結ぶ導水路建設を実施し、また、富栄養化等により水質汚濁が著しいダムにおいても、曝気による貯水池対策及び貯水池周辺の水質改善対策を実施する。特に、水環境の悪化が著しく、緊急に水環境改善が必要な河川等については、「清流ルネッサンスⅡ」により、流域における取組みと一体となって河川事業及び下水道事業を進め、水質の改善、水量の確保を図る。

- 平成15年度は、琵琶湖(滋賀県)、霞ヶ浦(茨城県)、広瀬川(宮城県)、中川・綾瀬川(埼玉県)、釜房ダム(宮城県)等約60箇所を実施

③ リサイクル・リユースの推進

[事業費：514億円，国費：322億円]

流木や間伐材，土木工事から発生する建設発生土，コンクリート殻等を建設資材として積極的に活用することにより，環境負荷の少ない河川，砂防，海岸事業等を推進する。また，河川やダムに漂流する流木のリサイクルを推進する。

- 平成15年度は，新河岸川(埼玉県)，雲仙・普賢岳(長崎県)，請戸海岸(福島県)，手取川ダム(石川県)等約300箇所を実施

2. 災害復旧関係事業の推進

頻発する水害，土砂災害等に対し，早期の民生安定化を図るため，被災した公共土木施設の災害復旧事業，改良復旧事業を引き続き推進する。

(1) 頻発する災害

平成14年度においては，1月から2月にかけての冬期風浪，7月の梅雨前線豪雨及び台風6号，台風7号等により，これまでに全国で約2,400億円(8月15日現在)の公共土木施設被害が発生している。

(2) 災害復旧事業，改良復旧事業の実施

洪水，地震，火山噴火等により被害を受けた河川，道路，海岸，砂防設備等の公共土木施設について，被災原因の除去，再度災害防止の観点から災害復旧事業，改良復旧事業を実施し，被災地域の早期復興，民生安定化を支援する。特に早急な対応が必要な箇所については応急復旧制度を適用するなど，災害復旧制度を最大限に活用し的確かつ効果的な復旧を推進する。

また，「美しい山河を守る災害復旧基本方針」等に基づき，自然環境の保全に配慮した事業を推進する。

(3) 災害関連事業の拡充

•事業内容

接近した工事箇所の災害について，複数の事業を一体的に施工することが有効な場合があるため，一箇所とみなすことができる地域関連の工種要件として，現行の河川，砂防，道路及び橋梁の各工事に加え，海岸工事を新たに対象とする他，水防拠点の整備等が行えるよう災害関連事業を拡充する。

•科目及び補助率等

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 河川等災害関連事業費補助

【補助率：1/2】

第3 行政部費

新規事項

1. 国際洪水ネットワークの構築経費(国費23百万円)

第3回世界水フォーラムを契機として，洪水問題の課題・経験を国際機関，海外政府，研究機関

と共有し，解決策を検討するための国際洪水ネットワークを構築する。

2. 河川におけるダイオキシン類底質対策技術検討等経費(国費120百万円)

本年7月に底質のダイオキシン類環境基準が環境省より告示された。今後、河川における安全・迅速な汚染底質対策が必要となるが、対策必要量が多く、多大な処分費用と長期間を要するため、汚染土の減量・無害化対策技術と周辺の2次汚染防止のための迅速な測定技術の検討を行う。

3. ダムの未利用貯留水の有効活用の推進を図るための検討経費（国費18百万円）

限られた水資源の中で新たな水需要に対応していくため、既存ダムにおける未利用水量の現状分析を行うとともに、既存利水者の動向や取水需要実態の把握及び水の用途間転用のための条件分析を行い、ダムの未利用貯留水を有効活用するための総合的な指針について検討を行う。

4. 河川内における不法投棄防止について地域住民等と連携して実施するための検討経費（国費6百万円）

家電、沈廃船等の投棄物が近年急増し、これらに対する施策としては、事後的処理から予防対策へ、転換を図ることが急務である。効果的な予防対策には、沿川住民等の協力が不可欠であり、不法投棄の削減を図るため、これら沿川住民等の協力を含めた新システムの構築等について検討を行う。

5. 洪水ハザードマップの効果に関する調査経費（国庫10百万円）

洪水ハザードマップが目的とする「洪水時避難の円滑化」のためには、受け取る住民が認知することが重要。よって、洪水ハザードマップの効果を向上させる上で重要な認知率指標を全国的な見地から調査することにより、認知状況を的確に把握するとともに、指標の改善方策を検討する。

6. 災害情報を活用した効果的な危機管理・地域防災体制の確立に関する検討経費（国費19百万円）

災害時の迅速かつ的確な危機管理及び早期自主避難等の地域防災体制の充実には、災害情報の効果的活用が重要。このため、災害事例のデータベース化による危機管理への活用についての検討や、住民からの土砂災害に関する情報を適切に活用するための評価手法について検討を行う。

7. 水情報国土構築に係るWEBGISの調査・検討経費（国費40百万円）

水文・水質等の観測情報、河川環境情報、河川現況台帳等を共有、提供するためのツールとしてのWEBGISソフトの導入可能性及び要求仕様書の検討を行う。

第4 事業の客観性・透明性確保に向けた取り組み

政策評価及び個別公共事業の評価について

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

- ① 事前評価：新規施策について、必要性、効率性、有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案
- ② 業績測定：国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果（アウトカム）で

政策を評価

- ③ プログラム評価：国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

(1) 事前評価の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・

有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目

標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

【平成15年度事前評価対象施策】

施 策 名	概 要
消流雪用水導入事業の拡充	従来の都市型の消流雪用水導入事業に加え、特に豪雪被害の著しい地域に対応した事業の実施を可能とするよう、新たに採択要件を追加
流域貯留浸透事業の拡充	都市水害対策として、雨水の河川への流出を抑制するため、各戸貯留事業の事業主体に市町村を追加する等、流域貯留浸透事業を拡充
災害関連事業の拡充	複数の災害関連事業を一体的に施行することができる地域関連の工種要件として、現行の河川・砂防・道路・橋梁に加え、新たに海岸工事が対象となるよう事業を拡充
火山噴火警戒避難対策事業の拡充	火山監視機能、火山監視情報の住民等への提供機能及び緊急用資材等の備蓄機能を有する「火山防災ステーション」の整備のため、火山噴火警戒避難対策事業を拡充
急傾斜地崩壊対策事業の拡充	がけ崩れ災害の犠牲となり易い自力避難が困難な高齢者等の災害弱者の安全の確保を図るため、災害弱者関連施設に係る急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を緩和
観光振興に資する海岸事業の拡充	海岸における美しい景観の保全・再生及び海岸利用の促進を図るため、それらを目的とした構造物の新設・改良が行えるよう、海岸環境整備事業の採択要件を改正

(2) 業績測定の概要

予算概算要求及び配分方針、計画的な整備の方針の決定に当たって、事業実施により国民等どのような効果がもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標(アウトカム指標)を用いて、事業成果等を表現。

(3) プログラム評価の概要

既存施設について、国民の関心の高さ、政策課題として重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

【実施のテーマ】

テ ー マ	概 要
ダム事業 (H13～H14)	ダムによる洪水・濁水被害の軽減・緩和効果や、周辺環境(自然環境、地域社会等)への影響について総合的に評価。学識経験者等からなる「ダム事業のプログラム評価に関する検討委員会」を設置し、平成14年度内にとりまとめ予定。
河川環境改善のための水利調整 (H13～H14)	発電等の取水により水枯れが発生し、水環境の悪化が顕在化している区間について、これまで実施してきた河川維持流量の確保のための各種施策による効果、課題等を総合的に評価。学識経験者等からなる「発電放流研究会」の中で検討、平成14年度内にとりまとめ予定。
流域と一体となった総合治水対策 (H14～H15)	都市化の著しい河川において、保水・遊水機能の確保等の流域対策と河川事業を重点的に実施している総合治水対策について、施策の効果・課題等について総合的に評価。平成15年度とりまとめ予定。
流域の水環境改善 (H14～H15)	河川における浚渫・浄化や、下水道の整備など、水環境改善への取り組みについて、総合的に評価。平成15年度とりまとめ予定。
火山噴火への対応策(H14～H15)	火山噴火による災害の防止・軽減のために講ずる土砂災害防止施設の整備や火山観測・監視による防災情報の提供、火山ハザードマップの作成・公表等、ハード・ソフト両面からの火山噴火対策の効果や課題等について、有珠山・三宅島噴火における対応を通して総合的に評価。

(4) 個別公共事業の評価

平成15年度においても、引き続き河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

① 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、河川事業及びダム事業の費用対効果分析については、平成12年5月に改定した「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

② 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

⑤ ダム事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

○新規

【直轄・公団事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B/C
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	天竜川水系 天竜川	静岡県磐田郡佐久間町 愛知県北設楽郡豊根村	9.88

○事業段階の移行に伴うもの

【直轄・公団事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B/C
設楽ダム建設事業 中部地方整備局	豊川水系 豊川	愛知県北設楽郡設楽町	2.68
小石原川ダム建設事業 水資源開発公団	筑後川水系 小石原川	福岡県甘木市	1.99

② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

③ ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業

④ 再評価実施後5年間が経過している事業

⑤ 社会的状況の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要があると判断した事業

③ 事後評価

事後評価基本方針(案)に基づき、平成11年度より一部の事業を対象として試行に取組んでいた事後評価について、平成15年度からは、本格的に実施。

④ 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業(ダム事業等)については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

【補助事業】

事業名 事業主体	水系名	位置	B/C
男川ダム建設事業 愛知県	矢作川水系 鳥川	愛知県額田郡額田町	4.34
五名ダム再開発事業 香川県	湊川水系 湊川	香川県大川郡白鳥町	1.42
和食川総合開発事業 高知県	和食川水系 和食川	高知県安芸郡芸西村	2.32
儀間川総合開発事業 沖縄県	儀間川水系 儀間川 謝名堂川水系 謝名堂川	沖縄県島尻郡久米島町 沖縄県久米島町	1.87

II. 再評価

【直轄・公団事業】

事業名 (事業主体)	該当基準	B/C	局対応方針	本省対応方針
沙流川総合開発事業 北海道開発局	その他	1.12	継続	継続
サンルダム建設事業 北海道開発局	10年継続中	2.26	継続	継続
胆沢ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	2.07	継続	継続
鳥海ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	1.69	継続	継続
渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)事業 関東地方整備局	その他	4.63	中止	中止
清津川ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	6.28	中止	中止
足羽川ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	—	評価手続中	—
紀伊丹生川ダム建設事業 近畿地方整備局	その他	0.79~0.90	中止	中止
灰塚ダム建設事業 中国地方整備局	再々評価	1.96	継続	継続
山鳥坂ダム建設事業 四国地方整備局	その他	1.58	継続	継続
那賀川総合整備事業 四国地方整備局	準備計画5年	—	評価手続中	—

【補助事業】

事業名 (事業主体)	該当基準	B/C	局対応方針案	本省対応方針
中山川ダム建設事業 愛媛県	その他	4.75	休止	国庫補助中止
笛吹ダム建設事業 長崎県	10年継続中	1.07	評価手続中	—

Ⅱ. 長期計画の見直しについて

1. 国土交通省としての取り組み

国土交通省においては、その所管事業について、省庁統合の実を最大限発揮し、重点化・集中化を進めるため、事業横断的政策テーマを設定し一本化した長期計画（国土交通社会資本整備重点化計画（仮称））を策定する。

2. 治水、急傾斜地崩壊対策、海岸分野からみた国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）

過去十年間で全国ほとんどの市区町村において水害、土砂災害等が発生しており、これらの頻発する災害に対し適切に対応するとともに、新しい時代における様々な要請を踏まえ、安全で美しい国土づくりを実現するため、平成15年度より国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）の、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業分野として、以下の施策を重点的かつ計画的に実施する。

改革の取り組み

○重点的、効率的な事業実施

- 新規採択時評価、再評価の充実、事後評価の本格的実施
- 事業箇所重点化を引き続き進め、事業効果の早期発現
- 既存施設の効率的な活用のため、ダム等における既存ストックの有効活用
- 被害軽減のため、ハードとソフトによる総合的な施策展開

- 技術開発等による一層のコスト縮減

○他事業、地域社会、市民団体等との連携を図った事業の実施

- 地域社会、住民等が積極的に参加する河川整備計画策定の取り組み
- 水質改善や都市雨水浸水対策のための下水道事業等との連携の強化
- 河川等における様々な市民団体等の活動との連携

○わかりやすい指標の作成

- アウトカム指標等によるわかりやすい説明と評価
- 居住地周辺の潜在的な水害の危険性についての情報の提供
- 地域住民の視点からの河川環境に対する評価の実施

治水事業の主な施策

※[]内の指標は、H14末→H19末の概数もしくは整備概数

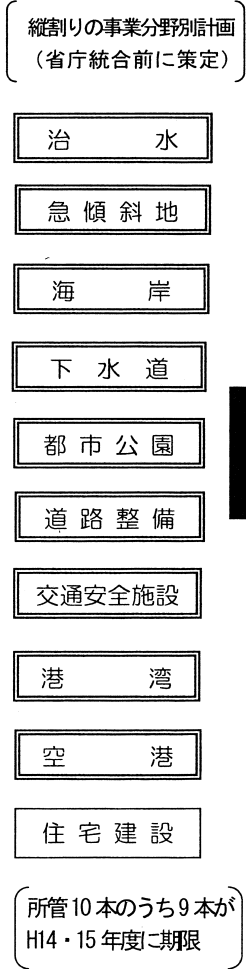
○安全

- 当面目標の時間雨量50mm相当の降雨に対する氾濫防御 [氾濫防御率 58%→62%]
- 下水道事業と連携した都市雨水対策 [都市雨水対策率 25%→30%]
- 土砂災害に対する安全性の確保

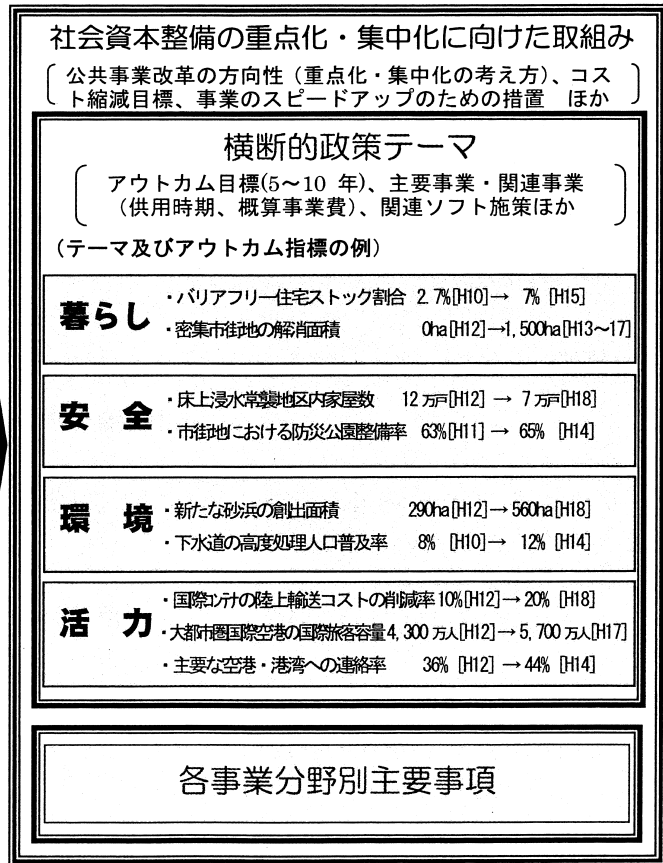
21世紀型の新たな公共事業関係計画への改革

- 事業分野別の計画から、所管社会資本整備の重点化・集中化のための計画に転換
- 省庁統合の実を最大限発揮するため、横断的政策テーマを設定した上で一本化
- 計画策定の重点を事業費からアウトカム目標とし、これに向けた取組み内容、事業箇所数等を示すとともに、そのための所要額を明示（原則として事業費総額は計画の内容としない）
- 主要事業・関連事業（併用時期、概算事業費）を明示し、事業のスピードアップ、コスト縮減を促進、事業展開の透明性を向上
- ハード施策とあわせてソフト施策を積極活用

【従来の5箇年計画】



国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）



全体として一本の計画決定（計画期間5年）

(参考) ○ブロック別の将来の姿
○特定の政策テーマ別の対応方向
(都市再生、地球環境、少子高齢化など)

- [保存人口 250万人→300万人]
 - 情報提供率 38%→100%
- ハザードマップ作成と住民周知の支援 [土砂災害に対する市町村へのリアルタイム情報提供率 64%→88%]
 - [ハザードマップ認知率 洪水 8%→70%]
 - [ハザードマップ認知率 火山65%→80%]
- 暮らし
 - 防災情報の適切な提供体制の確立
 - 災害弱者関連施設に対する土砂災害対策
- [河川・ダム情報の都道府県へのリアルタイム]
 - [保全される箇所数 700箇所]

- 市街地における親水性のある河川整備
[都市空間形成河川整備率 34%→39%]
- 良好な水道水源(安全でおいしい水)の確保
[水質が改善される箇所数 60箇所]

○環境

- 動植物の生息・生育環境の保全・再生のための湿地、干潟等の再生 [再生面積 700ha]
- 魚類の生息環境改善のための魚道改善対策
[移動可能河川延長 8,400km→9,000km]
- 下水道事業等と連携した河川等の水質改善
[水質改善延長 9,200km→9,500km]

○活力

- 地域活性化を支援する水辺交流拠点整備
[拠点数 300箇所]
- 火山地域等の観光地を支援する土砂災害対策
[保全対象観光客・人口 12万人→14万人]

(参考)

1. 森林の治水効果, 利水効果

わが国の森林面積は国土面積の約7割を占め、過去100年間で大きな変化はなく、その比率は、欧米に比べ高い。こうした豊かな森林が存在しているにもかかわらず洪水や渇水が頻発している。

森林の洪水緩和機能については、中小洪水に一定の効果を有するものの、治水計画の対象となるような大雨の際には、森林域からも降雨はほとんど流出する。

一方、森林の渇水緩和機能については、森林の増加は樹木からの蒸発散量を増加させ、むしろ渇水時には河川への流出量を減少させることが観測されている。

日本学術会議答申(平成13年11月)においても、森林の多面的な機能を評価する一方で、以下のとおり、森林の水源かん養機能(洪水緩和機能等)の限界についても指摘している。

- 流況曲線上の渇水流量に近い流況では(すなわち、無降雨日が長く続くと)、地域や

年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかん養の水を消費するからである。

- 治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。
- あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

日本学術会議答申(平成13年11月)抜粋

2. 国際洪水ネットワークの設立

近年、世界的に洪水被害が増加しており、洪水に起因する貧困などの問題に対する国際的関心が高まっている。しかし、洪水問題に関する国際的な取り組みは不十分であり、改善が見られない。

こうした状況を踏まえ、日本が国内の治水事業や治水に関する国際協力で培った経験をもとに、世界の洪水問題の解決に貢献するため、2003年3月に我が国で開催される第3回世界水フォーラムにあわせて「国際洪水ネットワーク」を設立する。

国際洪水ネットワークで各国政府、国際機関、国際援助機関、NPO法人などが洪水に関する情報や経験を共有することにより、洪水問題に対する国際社会及び一般市民の関心喚起を図り、各機関が抱える課題へのより良い解決法を見出す。